

平17福情答申第2号  
平成17年8月11日

福岡市長  
山崎 広太郎 様  
(東区地域支援部地域振興課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成17年2月24日付け福東区振第830号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「平成15年度の〇〇〇〇〇事業実績報告書」の一部公開決定に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「平成15年度の〇〇〇〇〇事業実績報告書」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成17年1月12日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について、その取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

ア 平成16年12月28日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成17年1月12日、実施機関は、本件対象文書について、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成17年2月1日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び反論意見書並びに当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 〇〇〇〇〇の代表者の印が、銀行印であるのか、無いのか、いつ誰がどこに確認したのか、なぜ本件だけをことさら確認したのか。

異議申立人は、別件において計3人の個人の印影がある領収書の交付を情報公開で受け取った。これは銀行印であるか、否かなぜ確認をしなかったのか。もし、これが銀行印（1名は銀行印であると証言）であれば、実施機関は、個人の身体財産の保護を犯したことになる。実施機関は、公平に住民の保護にあたるべきである。

イ もし非開示とするのであれば、実施機関は、銀行印であるのかないのか本人に確認した上で銀行印でなければ公開しているとか、本人に開示の承諾を得た上で開示しているとか、一貫した方針が示されるべきである。

この方針がない以上、公金を使用する事業計画書であるから、当然にその内容は、印影も含めて開示されるべきである。

ウ 条例上は、特定の個人を識別することができる情報は非公開とされているが、公金の支出に関する場合とそうでない場合によって公開・非公開を判断すべきではないか。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会第1部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### ア 本件公文書について

「〇〇〇〇〇」は、〇〇校区において、男女共同参画社会の確立を目指し、活動している地域団体の一つであり、実施機関は、平成15年度にこの〇〇〇〇〇が行う男女共同参画推進活動事業に対する補助金を支出している。

本件公文書は、この男女共同参画推進活動事業に対する補助金を適正に執行したことを報告する書類の一つとして、〇〇〇〇〇から東区女性協議会を經由して実施機関に提出された文書である。

### イ 条例第7条第3号該当性について

(ア) 異議申立人は、異議申立書において「別紙は申請人が情報公開請求で開示を受けた資料である。」とし、違法不当の根拠としているが、肝心の別紙が添付されておらず、これについて判断することができない。

(イ) また、異議申立人は、この「別紙」をもって「印影の開示は既に妥当と福岡市が判断しているところである。」としているが、福岡市では印影の公開・非公開は、事案により実印、認め印（いわゆる三文判）、銀行印であるか否かなどを考慮してケースバイケースで判断しており、一律に公開と定めているわけではない。したがって、「既に福岡市が判断しているところである。」との主張は、異議申立人の独自の主張にすぎず、「自分の都合で開示したり、非公開にしたり」との一節も根拠のない推論といわざるを得ない。

(ウ) 本件の印鑑については、〇〇〇〇〇の銀行印として使用している旨を実施機関として把握しており、条例第7条第3号に該当すると判断し、非公開としたものである。

## 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 福岡市は、男女共同参画社会の確立を目指し、活動している地域団体に対して補助金を支出しているが、本件対象文書は、この男女共同参画推進活動事業に対する補助金を適正に執行したことを報告する書類の一つとして〇〇〇〇〇から東区女性協議会を經由して実施機関に出された事業実績報告書である。

イ 本件対象文書は、「申請者の住所」、「申請者の団体名」、「代表者の氏名・印影」、事業の実績として「補助事業名」、「補助事業の実施期間」、「補助事業の実施状況」、「補助金の交付決定額と精算額」で構成されている。

本件対象文書のうち、本件決定において公開しないことと決定した部分は申請者の住所の一部と代表者の印影（以下「本件印影」という。）であるが、異議申立人が公開を求めている部分は、本件印影についての部分である。

ウ なお、本件対象文書に記載された申請者の住所の非公開部分については、異議申立人は異議を申し立てない旨、事務局において確認しており、実施機関も当該部分の非公開の妥当性について、特段の主張を行っていない。

エ したがって、当審査会においては、本件対象文書のうち、異議申立人が異議を申し立てている本件印影の部分についてのみ、以下、検討し、判断することとする。

(2) 条例第7条第3号（生命等保護情報）の該当性について

ア 実施機関は、本件対象文書において代表者の氏名は公開することができるが、本件印影については、団体の銀行印として使用していることを把握したことから、条例第7条第3号（以下「第3号」という。）に該当するものとして非公開とした旨を主張する。

イ 第3号は、生命等保護に関する情報であって、公にすることにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。

ウ 一般に、公文書に押印されている印影が印鑑登録印又は銀行登録印の印影（以下「登録印の印影」という。）であることが明らかな場合は、登録印の印影が、財産の管理や重要な商取引等における認証的役割を果たしている我が国の習慣に鑑み、これらが公にされた場合には、印鑑偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となることが想定されることから、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものとして、第3号に該当するものと認められる。

エ そして、登録印の印影であるか否かは、当該印影の性質・形状や使用されている状況その他の事情などから判断し、実施機関において登録印の印影であること

が明らかな場合は、非公開とすることが妥当である。

オ そこで本件対象文書のうち本件印影について検討すると、書面上に記された本件印影の形状や使用されている状況からは、本件印影が登録印の印影であることは明らかではないが、本件においては、実施機関が問い合わせたため、当該団体の銀行登録印として代表者の個人名で登録された印影であることが、確認されたものである。

カ したがって、登録印の印影であることが明らかとなった本件印影は、第3号に該当するものと認められるため、非公開とするのが妥当である。

### (3) 公益上の理由による裁量的公開について

ア 異議申立人は、公金の支出に関する場合は印影についても公開すべき旨の主張をしており、これは条例第9条の規定による裁量的公開を求める趣旨と解されるので、以下、その可否について検討する。

イ 条例第9条は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書を公開することができる旨規定する。これは、非公開情報であっても、非公開とすることにより保護される利益に優先する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものである。

ウ そこで本件対象文書について見ると、公費である補助金の執行について報告する書類の一つであり、公益上の理由としては公費の支出に関する透明性の確保という観点と考えられるが、報告書が公開されることにより公費の支出に関する情報は明らかとなっており、非公開情報に対して優先する公益上の理由は認められない。

エ したがって、条例第9条の規定による裁量的公開を行わないことは、不当ではないと判断する。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年2月24日	実施機関からの諮問
平成17年3月25日	実施機関が弁明意見書を提出

平成17年4月19日	異議申立人が反論意見書を提出
平成17年5月13日(部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成17年6月10日(部会)	審議
平成17年7月15日(部会)	審議
平成17年8月10日(部会)	審議

## 6 答申に関与した委員

吉野正, 臼杵昭子, 多田利隆, 福山道義